

電子的診療情報連携体制整備加算

～電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準について～

当院では、診療報酬の施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

■ 当院が整備している体制

- ①オンライン請求を実施しています。
- ②診療報酬明細書を患者さまへ無償で交付しています。
- ③オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ④オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を診察室で
閲覧・活用できる体制を整えています。
- ⑤マイナ保険証の利用率が 30%以上です。
- ⑥マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんの健康管理に関する相談に応じる体制を整備して
います。
- ⑦医療 DX 推進の体制に関する事項を、院内の見やすい場所への掲示および当院ホームページへの
掲載を行っています。

■ 算定について

当院では、上記体制に基づき、

電子的診療情報連携体制整備加算 3（初診 4 点／再診 2 点）を算定しています。

■ 当院をご利用される皆さまへのお願い

マイナ保険証をご利用いただくことで、より正確な診療情報に基づく医療提供が可能となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

鳥巢病院 院長 今井達也